

「有機農業の日(オーガニックデイ)」ロゴマーク使用規程

2016年7月16日作成

2018年7月5日改定

(目的)

第1条 この規程は、「有機農業の日(オーガニックデイ)」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めています。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、「有機農業の日(オーガニックデイ)」委員会(以下、当委員会という)に属します。

(使用の基準等)

第3条 ロゴマークを使用する方は、当委員会にご連絡いただくとともに、本規程を遵守してください。

1 ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めません。

- (1) 有機農業の日(オーガニックデイ)運動の信用又は品位を害するおそれがある場合。
- (2) 法令及び公序良俗に反する場合。
- (3) 第三者の利益を害する場合。
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関係する場合。
- (5) 特定の商品やサービスに直接的に表示する場合。
- (6) その他、ロゴマークの使用によって誤認等を生じさせるおそれがあると当委員会が認めた場合。

2 ロゴマークを使用するにあたり、以下の変更は認めません。

- (1) たてよこ比率の変更。
- (2) 色や書体の変更。
- (3) 枠でロゴを囲む、装飾物をかぶせる、背景を変える、ロゴイラストとロゴ文字の位置を変えるなど、デザイン全般の変更。

(使用の停止等)

第4条 当委員会は、第3条に照らし必要がある場合には、ロゴマークの使用停止を指示します。

(経費等の負担)

第5条 当委員会は、ロゴマーク使用に係る費用は一切請求しません。また、当委員会がロゴマーク使用に係る経費あるいは役務費を負担することはありません。

(損失補償等の責任)

第6条 当委員会は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負いません。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、「有機農業の日(オーガニックデイ)」事務局(東京都中央区京橋3-5-3竹河岸ビルJONA内)が行います。

(その他)

附則 この規定は、平成28年7月16日から施行します。